

# 市・県民税、所得税の

# 申告は正しくお早目に

平成十四年分の市・県民税、所得税の申告時期になりました。

申告期間は、二月十七日(月)から三月十七日(月)までです。申告期限間近になると、会場は大変混雑します。お早目に申告してください。

なお、所得税の確定申告をした人は、原則として市・県民税の申告をする必要はありません。

※市・県民税と所得税で、申告会場が異なりますのでご注意ください。

申告期限は

三月十七日(月)

## 市・県民税

### 市役所での申告相談受付

2月17日(月)～3月17日(月) 9:00～16:00

場所 消防防災庁舎7階大会議室 土・日曜日は除きます。

### 公民館での出張受付

とき	ところ
2月19日(水)	富士駅南公民館
2月20日(木)	原田公民館
2月21日(金)	須津公民館
2月24日(月)	吉永公民館
2月25日(火)	元吉原公民館
2月26日(水)	大淵公民館
2月27日(木)	田子浦荘
2月28日(金)	岩松公民館

とき	ところ
3月3日(月)	神戸公民館
3月4日(火)	東公民館
3月5日(水)	富士南公民館
3月6日(木)	富士公民館
3月7日(金)	天間公民館
3月10日(月)	鷹岡公民館
3月11日(火)	丘公民館

各会場とも9:00～16:00

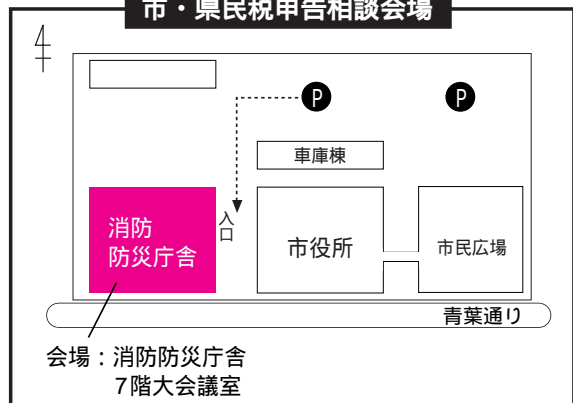
田子浦地区の申告会場は、田子浦公民館改装工事のため田子浦荘に変更となっています。ご注意ください。

### <問い合わせ>

市民税課 ☎55-2734

🌐 <http://www.city.fuji.shizuoka.jp/cityhall/zaisei-b/siminzei/>

### 市・県民税申告相談会場



### 市役所の

申告会場が変わりました

市役所での申告相談会場(市・県民税)が、十階研修室から消防防災庁舎七階大会議室に変わりました。(左図参照)

平成十四年分の

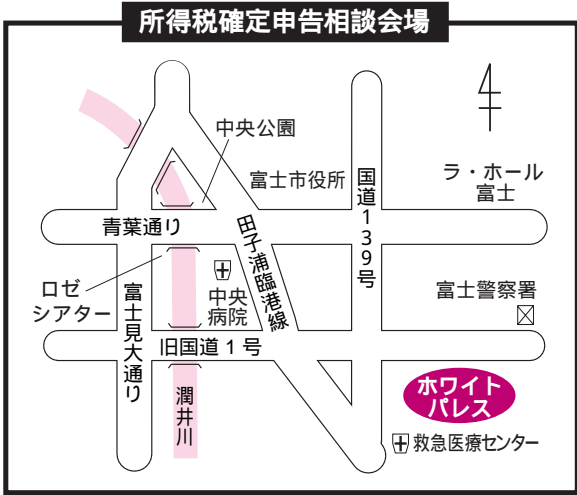
確定申告相談会場は

ホワイトパレス

(富士市農協会館) です

二月十日(月)から三月十七日(月)まで、ホワイトパレス(富士市農協会館)で、確定申告相談を行います。

なお、この期間市役所では、所得税の申告相談を行っていませんのでご注意ください。



## 所得税 (確定申告)

### ホワイトパレスでの申告相談受付

2月10日(月) ~ 3月17日(月) 9:00 ~ 12:00  
13:00 ~ 16:00

土・日曜日、祝日は除きます。混雑の状況により、早目に受付を終了する場合があります。

この期間、富士税務署には申告相談会場を設置していません。

### 無料 税務相談

税の専門家である税理士が、申告の相談を無料で受け付けます。なお、その場で確定申告書の提出もできますので、気軽にご相談ください。

とき 2月17日(月)~24日(月)

ところ 富士商工会議所・鷹岡商工会

開設時間は9:30~12:00、13:00~16:00 ただし、22日(土)・23日(日)は除く

### <問い合わせ>

富士税務署

個人課税部門 ☎61-2460

税務相談室 ☎64-2330

☎http://www.nagoya.

nta.go.jp/fuji/

### 確定申告相談会場での受付

確定申告相談会場では、申告する皆さんが、自分で確定申告書や収支内訳書の作成ができるように、職員を配置し、指導できる体制を整えています。

また、申告相談会場へ出かけるときは、前年の確定申告書・収支内訳書の控えなどを持参すると便利です。

### 申告と納税は期限内に

平成十四年分の所得税及び贈与税の申告と納税の期限は三月十七日(月)、個人事業者の消費税及び地方消費税の申告と納税の期限は三月三十一日(月)です。

納税には、安全で便利な銀行などの口座振替による「振替納税制度」を利用することをお勧めします。

確定申告書は

自分で書いてお早目に

申告書や収支内訳書を書くのは難しいと思う人も多いと思いますが、所得税の確定申告の手引きや「記載例」などを参考にしてみると、意外と簡単に作成できます。できるだけ自分で書いてみましょう。

郵送での提出もできますので、記載事項や添付する書類に誤りがないか確認の上、富士税務署までお早目にお送りください。

〒四一六-八六五〇

本市場二九七一

富士税務署

税に関する相談は、電話やFAX、インターネットで回答する「タックスアンサー」をご利用ください。「タックスアンサーコード表」は税務署、市役所市民税課の窓口にあります。

☎ 054-252-4444

☎ http://www.taxanser.nta.go.jp